

奈良県人事委員会事務局の標準的な職を定める規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬場勝也

### 奈良県人事委員会規則第二十五号

奈良県人事委員会事務局の標準的な職を定める規則

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、奈良県人事委員会事務局の職員が行う職務について、次の表の上欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職制上の段階	標準的な職
一 奈良県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和二十六年七月奈良県人事委員会規則第二号。以下「規則」という。）第四条第一項に規定する事務局長及び同条第二項に規定する参事の属する職制上の段階	事務局長
二 規則第四条第一項に規定する次長の属する職制上の段階	次長
三 規則第四条第一項に規定する課長及び主幹の属する職制上の段階	課長
四 規則第四条第一項に規定する副主幹、係長及び主任主査の属する職制上の段階	係長
五 規則第四条第一項に規定する主査、主任主事、主任技師、主事及び技師の属する職制上の段階	主事

### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。